

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第60号)
(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)

文化財保護法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じるとともに、その他規定を整備することとしました。

- 1 本市による文化財の登録並びに登録した文化財の保存及び活用のための措置が、法の規定に基づくものであることを明らかにする。
- 2 法の規定により文部科学大臣が登録した文化財については、本市が登録の対象とする文化財から除外する。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第60号

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例

京都市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第182条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

第41条第1項中「又は」を「の規定により指定され、又は登録されたもの及び」に、「文化財以外の文化財」を「もの以外のもの」に、「講ずる」を「講じる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)